

令和5年10月31日

兵庫県知事 殿

兵庫県宍粟市山崎町山崎 205
宍粟市商工会 会長 長田 博

兵庫県宍粟市山崎町中広瀬 133 番地 6
宍粟市長 福元 晶三

令和3年3月3日付けで認定を受けた事業継続力強化支援計画について下記のとおり変更したいので、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第6条第1項の規定に基づき認定を申請します。

記

1 変更事項

（別表1）事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

< 2. 発災後の対策 > 【市内事業所の被害状況確認】項目2

（別表2）事業継続力強化支援事業の実施体制

（2）①法定経営指導員の氏名、連絡先

（3）①商工会／商工会議所、関係市町連絡先

②関係市町

2 変更事項の内容

【変更前】2. 宍粟市産業部ひとはたらく課へ電話または直接出向き市内の大まかな被害状況を確認する。

（2）①氏名：細川雅弘

（3）①宍粟市商工会 総務課

②宍粟市産業部ひとはたらく課

連絡先：TEL 0790-63-3166 E-mail hitohataraku-ka@city.shiso.lg.jp

宍粟市まちづくり推進部消防防災課

E-mail shobobosai-ka@city.shiso.lg.jp

【変更後】2. 宍粟市産業部商工観光課へ電話または直接出向き市内の大まかな被害状況を確認する。

（2）①氏名：宮本浩行

（3）①宍粟市商工会 経営支援第1課

②宍粟市産業部商工観光課

連絡先：TEL 0790-63-3127 E-mail shoko-kk@city.shiso.lg.jp

宍粟市市長公室危機管理課

E-mail kikikanri-kk@city.shiso.lg.jp

【変更理由】法定経営指導員である細川雅弘が他の商工会へ異動したため、後任の法定経営指導員である宮本浩行へ変更、商工会、関係市町の担当課変更に伴い変更するもの

変更の認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員の氏名：宮本浩行、高橋一将